



## 年金

年金を受け取るには、請求の手続きが必要です

年金を受け取るためには、請求の手続きが必要です。受給権のある方は、請求を忘れないでください。

なお、加入していた制度により請求先がそれぞれ違います。ご注意ください。

提出先は、次のとおりです。

### 老齢、退職給付

国民年金だけに加入の方

(1号のみ) 町民課年金係

(1号+3号及び3号のみ)

社会保険事務所

厚生年金だけに加入の方

社会保険事務所

共済組合だけに加入の方

(一つの共済組合のみ)

加入していた共済組合

(複数の共済組合に加入)

退職年金は、それぞれの

共済組合。老齢基礎年金は、

社会保険事務所。

複数の年金制度に加入の方

国民年金と厚生年金は、社

会保険事務所。共済年金は、

それぞれの共済組合。

障害年金、障害給付  
遺族年金、死亡一時金など

障害の原因となった病気やけがの初診日(請求する病名を初めて診断された日)、又は死亡した日が、

国民年金に加入中の場合

(1号期間) 町民課年金係

(3号期間) 社会保険事務所

厚生年金に加入中の場合

社会保険事務所

共済組合に加入中の場合

それぞれの共済組合

※ なお、障害年金などを請求するためには、保険料納付など一定の条件を満たしている必要があります。

お問い合わせ

松山西社会保険事務所

国民年金給付課

役場町民課年金係

☎ 925-5110

☎ 985-4106

☎ 985-4106

☎ 985-4106

## 福祉

恩給欠格者・

引揚者の皆さんへ

独立行政法人平和祈念事業

## 9月の納税

### 国民健康保険税 第3期

口座振替日は

銀行・信金・郵便局 9月25日(月)

農協 9月27日(水)

※納税は便利な口座振替で

～税金でつくろうわが町 みんなの笑顔～

特別基金では、次の方々に内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。

○旧軍人などで恩給などを

受けてない恩給欠格者の方

○終戦に伴い本邦以外の地

域から引き揚げてこられた方

請求書類は役場福祉課に置

いてあります。資格要件など、

詳しいことについてはお問い

合わせください。

お問い合わせ

独立行政法人

平和祈念事業特別基金

☎ 0120-234-933

ホームページアドレス

<http://www.heiwa.go.jp>

## 「下水道 きれいな未来 つくる道」

### 9月10日は「下水道の日」

「下水道の日」は、昭和36年に著しく遅れていたわが国の下水道の全国的な普及を図るために、「全国下水道促進デー」を定めたのが始まりです。その後、より親しみやすい名称として「下水道の日」となりました。下水道に対する国民の理解と関心を深め、下水道の普及とその十分な活用を促進しようとするものです。

現在、松前町は、都市化が進み、排水路などの水質汚濁や生活環境の悪化が進んでいます。松前町の下水道は、平成14年度から供用を開始し、現在、筒井・浜・北黒田の一部地域で利用されています。

今後とも町民の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

お問い合わせ  
役場下水道課業務係  
☎ 985-4126



3 海や川や水路がよみがえります。



2 トイレがすべて水洗トイレに変わります。



1 住宅周辺の生活環境をよくなります。

下水道ができると、私たちの街がきれいに！